

## IV 統計 豆 辞 典

### 空き家（住宅・土地統計調査）

5年に一度実施される「住宅・土地統計調査」において「住宅」とは、一戸建の住宅や、アパートのように完全に区画された建物の一部で、一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができるように建築又は改造されたものをいいます。このうち「空き家」とは、居住世帯のない住宅のうち、「建築中の住宅」、昼間だけ使用しているなどの「一時現在者のみの住宅」を除いたものです。

また、住宅総数に占める空き家の戸数の割合を「空き家率」といいます。ふだんは人が住んでいない別荘など（二次的住宅）は定期的に使用されていても「空き家」に含まれるため、別荘の多い地域では空き家率の数値が高くなる傾向があります。